

日石横浜ホール 利用規則

1998年4月制定

2016年1月改訂

2020年10月改訂

ENEOS不動産株式会社

TEL 045-683-2810

日石横浜ホール利用規則

(目的)

第1条 この規則（以下「利用規則」という。）は、日石横浜ホール（以下「ホール」という。）の利用について、その運用基準を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 利用規則は、ホールの利用につき、ENEOS不動産株式会社ビル事業推進グループ（以下「ビル管理者」という。）が承認した申込者（以下「利用者」という。）に適用する。

(ホールの利用申込)

第3条 ホールの利用を予約した者は、その仮受付後1週間以内に「日石横浜ホール利用申込書兼承認書」（以下「申込書」という。）および関係資料等をビル管理者に提出し、承認を受ける。仮受付後1週間以内に申込書が提出されない場合は、仮受付は無効とする。

② ホールの利用に際し、諸官庁への届出が必要な場合は承認後、利用者がその手続を行うものとする。

(利用の不承認)

第4条 ビル管理者は、利用者から申込書の提出を受けた場合であっても、日石横浜ビル入居者等に悪影響をおよぼす虞があると判断したときは、不承認とすることができる。

(禁止事項)

第5条 利用者は、ホールにおいて次の行為をしてはならない。

1. 申込書に記載した利用目的以外の用途に使用すること。
2. 日石横浜ビルの美観を損なう行為、または危険をおよぼす行為をすること。
3. 発火、爆発の恐れのある危険物、または不潔、悪臭のある物品を持ち込むこと。
4. 公序良俗に反する行為、振動・騒音・臭気・電波等により他の入居者等に迷惑を及ぼす行為、または不快の念を抱かせる行為をすること。
5. 上記各号に掲げるもののほか、ビル管理者が禁止した行為をすること。

(違反に対する措置)

第6条 ビル管理者は、利用者が利用規則に定める事項に違反し、または違反する虞のあるときは、当該利用者に対し警告を行い、または中止をさせ、もしくは変更・原状回復を求めることができる。

② 前項の措置に要する費用は、すべて当該利用者が負担するものとする。

(損害賠償の請求)

第7条 ビル管理者は、前条第1項に定める警告を行い、または中止させもしくは変更・原状回復を求めたにもかかわらず、当該利用者がこれに従わないときは、損害賠償を請求することができる。

② 利用者が委託した業者等が利用規則に違反する行為をし、これにより、他の各専用部分及び共用部分等に損害が生じたときは、その理由を問わず、当該利用者はその委託業者等と連帯して損害賠償の責任を負うものとする。

(免責事項)

第8条 天災地変、盗難等の事故、その他ビル管理者の責に帰すべからざる事由により利用場所で発生した損害については、ビル管理者は一切その責を負わないものとする。

(利用料金)

第9条 ホールの利用料金については、別紙利用料金表記載のとおりとする。

(料金の支払)

第10条 利用者は、利用料金に消費税を加算した額をホール利用日の3ヵ月前またはビル管理者が指定した日までに、指定の銀行口座に振込むものとする。ただし、振込手数料は利用者の負担とする。

- ② 前項の期日までに振込があった場合、申込が確定するものとし、振込がない場合、承認は無効とする。また振込後のキャンセルによる返金は一切しない。

(利用の中止)

第11条 利用者は、承認後または利用中であっても次の場合は、利用を中止しなければならない。なお、ビル管理者は、このために生じた損害の補償はしない。

1. 利用内容が申込内容と著しく異なったとき、または利用規則に違反したとき。
2. 利用により入居者等に異常なる混乱が発生したとき、または危険が予想されるとき。
3. ビル管理に支障があると認められたとき。
4. ビル管理者の責に帰すべからざる事由により、利用が出来なくなったとき。

(利用時間)

第12条 利用時間は、別紙利用料金表記載の利用区分内とする。

- ② 利用者は、利用区分の時間内に準備、後片付けを行うものとし、ゴミ処理を含む備品などの整理整頓を行い、後片付け完了の確認を受けなければならない。

(利用時の警備)

第13条 利用時、特に混雑が予想される場合、ビル管理者は場内整理員及び警備員を配置する。なお、この費用は利用者の負担とする。

(利用上の注意)

第14条 利用者は、利用上次の各項目に注意すること。

1. 施設又は器具を破損した場合は、原状に復するか、それ相当額を弁償するものとする。
2. 利用者は、その権利を他人（他社）に譲渡・転貸することはできない。
3. 申込後、内容の変更等がある場合は、事前にビル管理者の承認を得なければならない。
4. 利用終了後は、利用者が原則ゴミ処理をすること。
5. 利用中、利用責任者は必ずホールに常駐すること。
6. ホール内の商品私物等は、利用者側にて保管管理を行うこと。